

第2章. 重点整備地区の概要

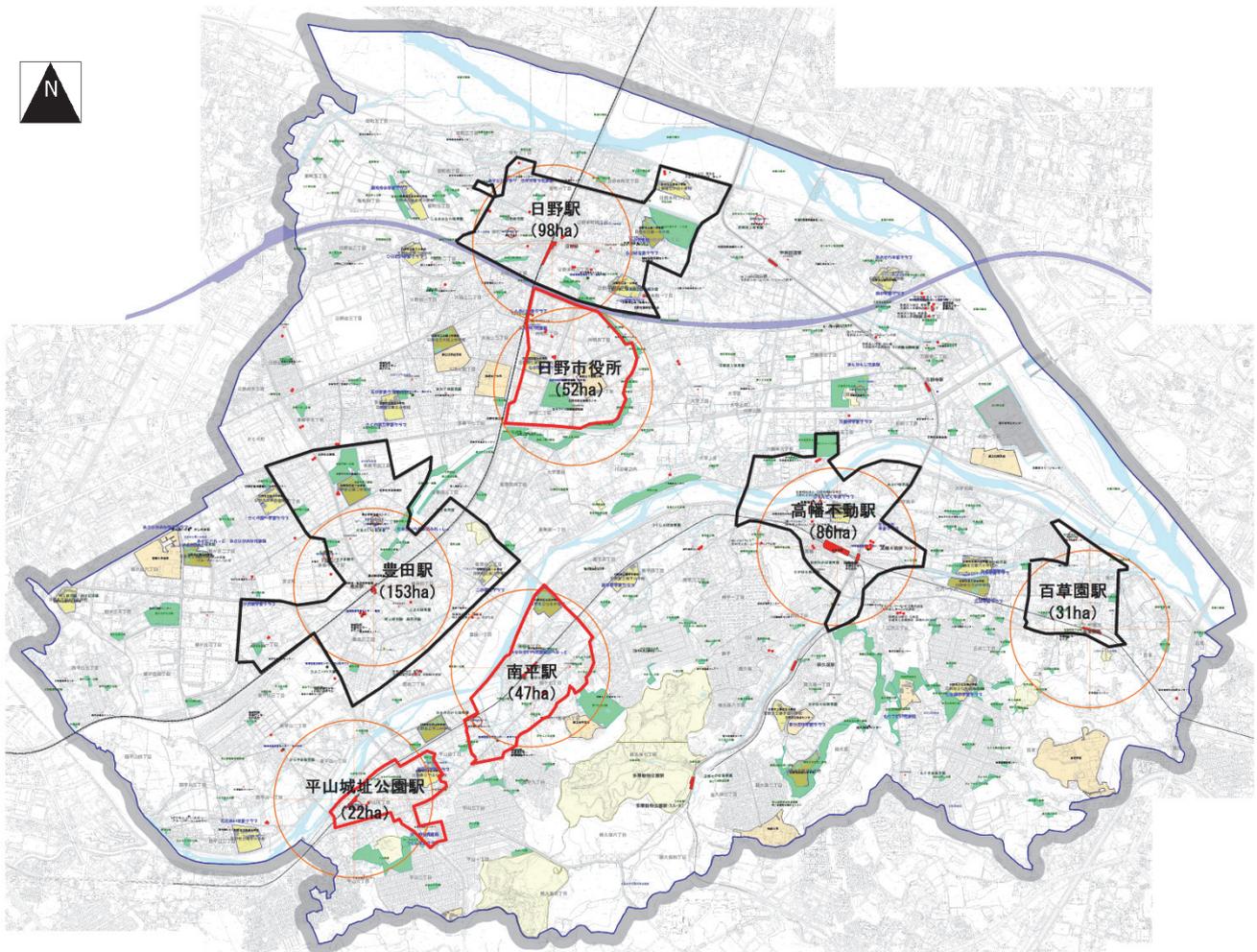
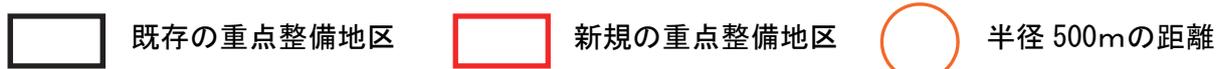
1. 重点整備地区の設定

日野市では、平成17年に策定した旧基本構想に基づき、4つの重点整備地区のバリアフリー化に取り組んできました。重点整備地区内で最優先に整備する施設等のバリアフリー化は一定程度達成しましたが、まだ未整備の施設等も存在すること、バリアフリー新法に対応し更なるバリアフリー化を図るため、第二次基本構想においても重点整備地区としました。

一方、旧基本構想で準整備地区としていた南平駅、平山城址公園駅、甲州街道駅、万願寺駅、程久保駅、多摩動物公園駅について、乗降客数やバリアフリー化への改善要望、周辺地域の整備状況等を考慮して南平駅、平山城址公園駅を重点整備地区として新たに位置づけました。

また、日野市役所周辺は、日野市役所、ひの煉瓦ホール（市民会館）、日野中央公園、新選組のふるさと歴史館などイベント等の開催を含めて施設間を徒歩で移動する機会が多い地区であるため重点整備地区としました。

重点整備地区の位置



2. 生活関連施設及び生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の設定

バリアフリー新法では、生活関連施設は、以下のように定義されています。

- | |
|---|
| ① 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設
② 相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等 |
|---|

バリアフリー新法の基本方針では、施設の利用の状況等、地域の実情を勘案して選定するとしています。

この基本方針の考え方に加え、これまでの日野市の取り組みを踏まえ、7つの重点整備地区において87箇所の生活関連施設を設定しました。

(2) 生活関連経路の設定

バリアフリー新法では、生活関連経路は『生活関連施設相互間の経路』として定義され、生活関連経路を以下の考え方で選定しました。

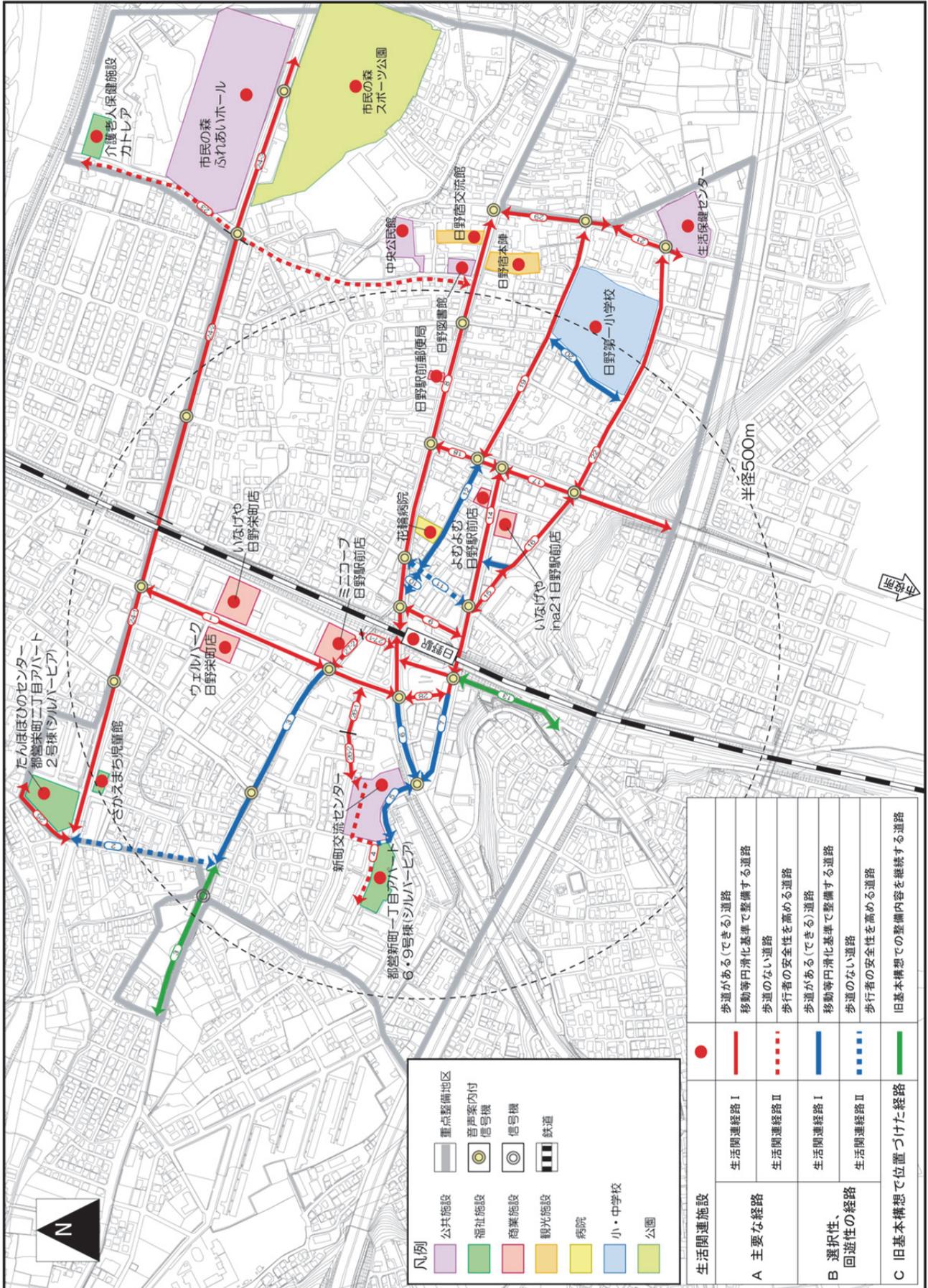
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 生活関連施設相互の連絡に配慮し、重点整備地区内のネットワークが構成されるように選定する ■ 利用頻度が高い経路、歩行者交通量が多い経路を優先的に選定する ■ 事業の実施見込みに関わらず選定する ■ 現状が移動等円滑化基準を満たしているかに関わらず選定する |
|--|

生活関連経路を、『A. 主要な経路』（駅と施設間、施設と施設間を結ぶ経路のうち主要な経路）と『B. 選択制、回遊性の経路』（主要な経路ではないが、選択性、回遊性の観点で必要な経路）に区分し、「歩道整備ないしは移動等円滑化基準での整備の可能性」によって、それぞれを生活関連経路ⅠとⅡに区分しました。

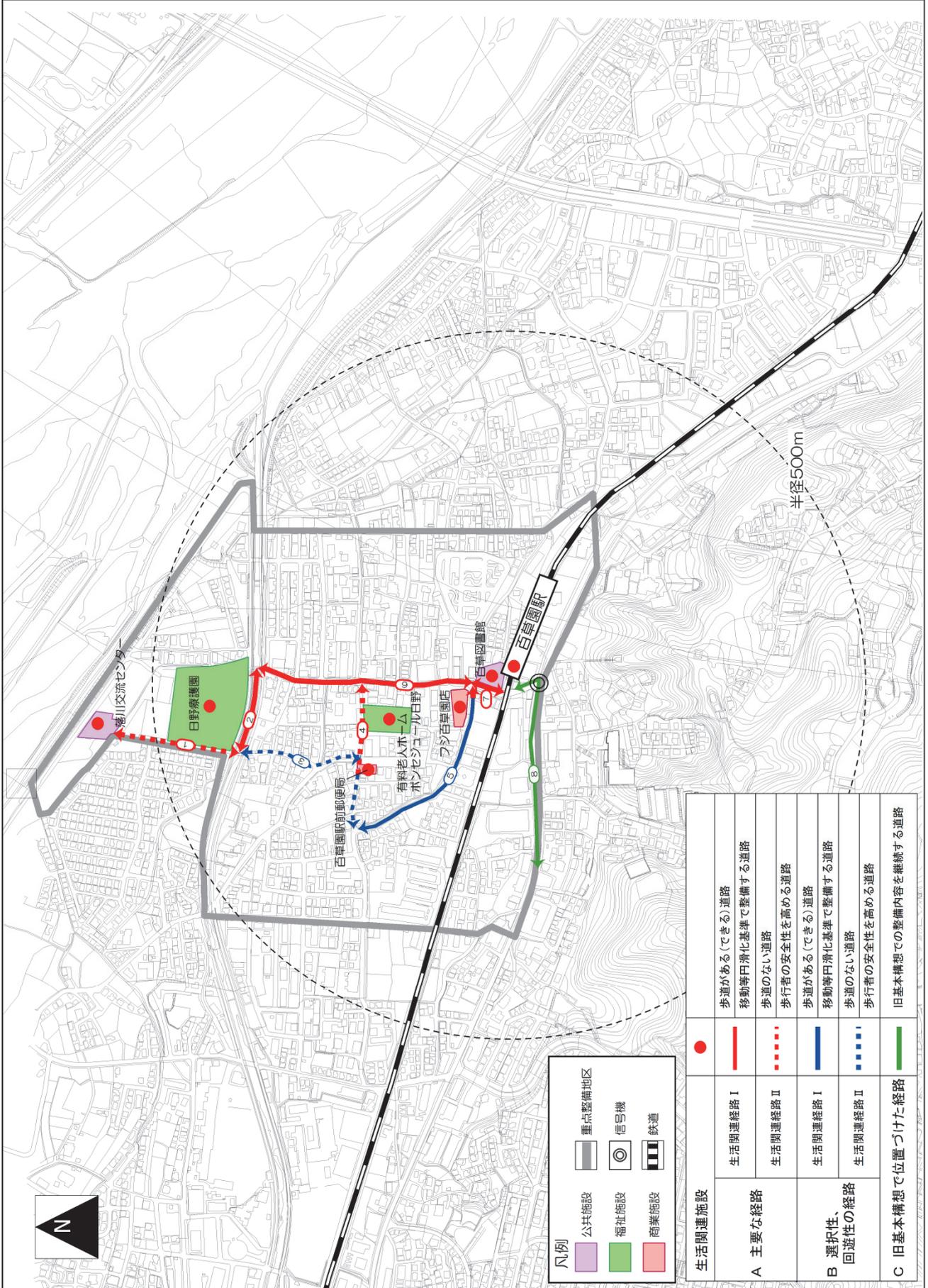
生活関連経路の考え方

区分1	考え方	区分2	整備内容	目標年次	優先順位
A. 主要な経路	駅と施設間、施設と施設間を結ぶ経路のうち主要な経路	生活関連経路Ⅰ 	・歩道がある（できる）道路 ・移動等円滑化基準で整備する道路	平成28年まで	①
		生活関連経路Ⅱ 	・歩道のない道路 ・歩行者の安全性を高める道路		
B. 選択性、回遊性の経路	主要な経路ではないが、選択性、回遊性の観点で必要な経路	生活関連経路Ⅰ 	・歩道がある（できる）道路 ・移動等円滑化基準で整備する道路	平成32年まで	②
		生活関連経路Ⅱ 	・歩道のない道路 ・歩行者の安全性を高める道路		

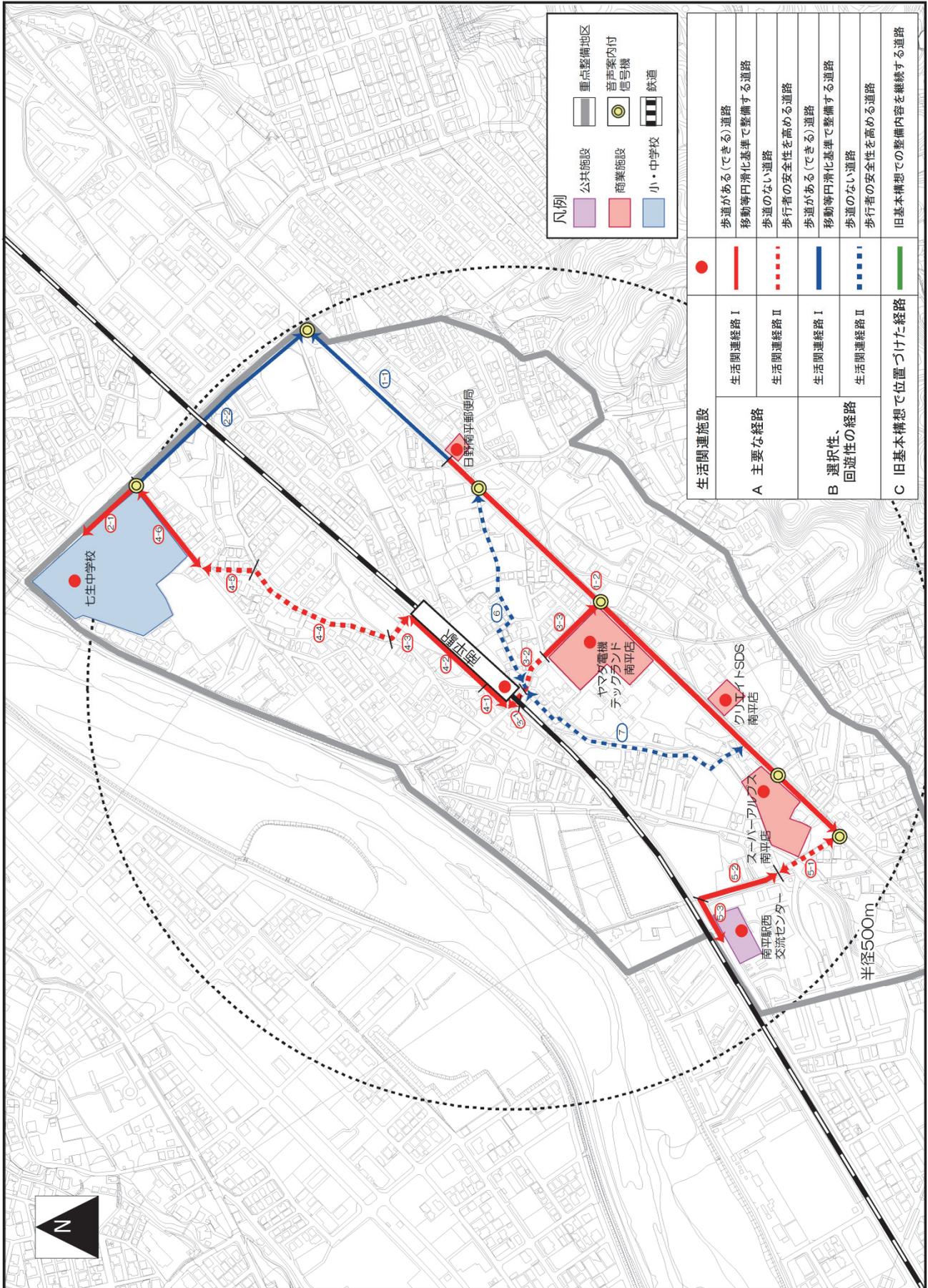
日野駅周辺の重点整備地区図



百草園駅周辺の重点整備地区図



南平駅周辺の重点整備地区図



凡例

	公共施設
	商業施設
	小・中学校
	重点整備地区
	音声案内
	信号機
	鉄道

生活関連施設

	歩道がある(できる)道路
	移動等円滑化基準で整備する道路
	歩道のない道路
	歩行者の安全性を高める道路
	歩道がある(できる)道路
	移動等円滑化基準で整備する道路
	歩道のない道路
	歩行者の安全性を高める道路
	旧基本構想での整備内容を継続する道路

生活関連経路 I	生活関連経路 II	生活関連経路 I	生活関連経路 II
A 主要な経路	B 選択性、 回遊性の経路	C 旧基本構想で位置づけた経路	

日野市役所周辺の重点整備地区図

